

「徳島県飲食関連事業者一時支援金」の創設について

1. 趣旨

令和3年4月、5月における、県からの「営業時間の短縮要請」にご協力いただいた飲食店と直接・間接取引があり、経営に大きな影響を受けた飲食関連事業者等の「業と雇用」の維持・継続を支援するため、「一時支援金」を支給する。

2. 事業概要

(1) 支給対象者

- ・ 県からの営業時間の短縮要請に協力いただいた飲食店等と継続的に直接・間接の取引がある県内に事業所を有する中小・小規模事業者等（個人事業者を含む）
- ・ タクシー事業者及び運転代行業者

(2) 支給要件

- ・令和３年４月又は５月の売上が、前年又は前々年同期比で５０％以上減少していること
- ・県「ガイドライン実践ステッカー」又は「事業者版スマートライフ宣言」を掲示していること

(3) 対象期間

- ・令和3年4月、5月

※申請受付については、飲食店への営業時間の短縮要請終了後速やかに開始予定

(4) 支給額

- ・ 1 事業者あたりの支給額

法人	4 0 万円（上限）
個人事業者	2 0 万円（上限）
- ・ 支給額 = （前年又は前々年の 4 月・5 月の合計売上）
 －（対象期間から任意に選択した月の売上）× 2 ヶ月

3. 事業費

総額：561,000千円(危機管理調整費)

※但し、県内に「まん延防止等重点措置」が適用され、国の「一時支援金制度」が実施される場合は、当該地域の飲食店との関連事業者は国制度を活用